

# 第1編

## 自治・協働・行政

### 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現

1-1-1 自治基本条例に基づくまちづくりの推進

### 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり

1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

1-2-2 誰もが互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現

1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現

### 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営

1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実

1-3-2 市民と行政との情報共有の推進

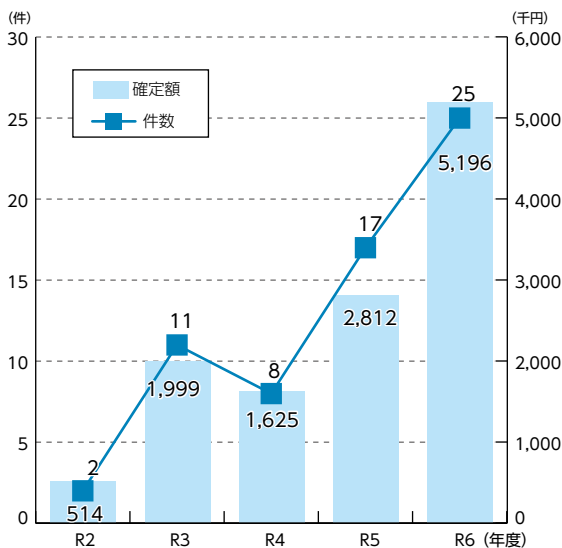
## 1-1-1 自治基本条例に基づくまちづくりの推進

『上田市自治基本条例』に掲げるまちづくりの基本理念である「参加と協働\*」および「地域内分権\*」により自治を推進します。

### 現状と課題

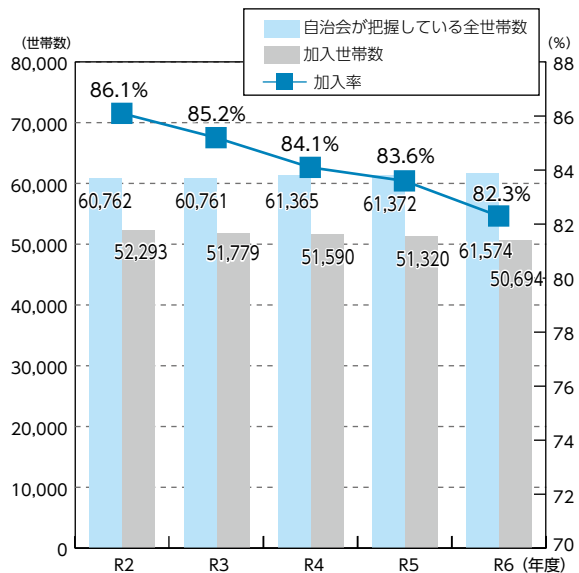
- 人口減少、少子高齢化により、担い手の減少や、役員の高齢化が進み、まちづくり活動への「負担」が大きくなっています。地域の歴史的・文化的なつながりを背景に組織され、最もコンパクトな地域コミュニティである自治会においては、加入率の低下や高齢化、帰属意識の変化等の影響により、自治会の意義・役割・活動内容など、将来のあり方を検討する時期にあります。また、未加入者を含めた対応のあり方についても、検討・研究していく時期にきています。
- 複雑多様化する市民ニーズに応えながらまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの存在は不可欠であり、多様な主体(市、自治会、住民自治組織、NPO、企業など)の参加と、各主体の特性に応じた役割分担の下、「参加と協働」および「地域内分権」の考えに立ち、各主体が協力・連携・協働して施策を推進する必要があります。
- 将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには、自治基本条例に掲げるまちづくりの理念を普及・啓発するとともに、各主体において、次代を担う人材の育成を図る必要があります。
- 自治会などの範囲では解決が困難な課題に対しては、小中学校区などを活動範囲とし、多様な主体が参画する住民自治組織がその特性を生かし、各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが求められています。
- 市は、協働の当事者として、自治会、住民自治組織等が実施するまちづくり活動に対し、必要な助言や金銭的な支援を行い、まちづくり活動が円滑に進められるよう努める責務を負っています。また、各主体との情報共有に努めながら、まちづくり活動の効果を最大化するように努める必要があります。

【活力あるまちづくり支援金 件数及び確定額の推移】



出典：上田市作成(市民参加・協働推進課)

【自治会加入率の推移】



出典：上田市作成(市民参加・協働推進課)

## 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
地域づくり講座・研修会 開催数	講演会1回、 協働推進員*研修会2回 (令和5年度)	講演会1回、 協働推進員研修会2回
自治会共同集会施設の耐震化率	66% [144/217棟] (令和5年度)	70% [152/218棟]
自治会加入率	83.6% (令和5年度)	80.0%
活力あるまちづくり支援金 (全市枠・地域枠)採択事業数	17事業 (令和5年度)	39事業
活力あるまちづくり支援金 [重点事業]採択事業数	— (令和7年度創設)	14事業 [各組織1事業]

## 各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例に掲げる「参加と協働*」を踏まえ、まちづくり活動の主体となる自治会、住民自治組織に参画します。</li> </ul>
自治会・活動団体など	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の減少に伴う自治会機能の低下を補完するため、自治会の役割の再確認と効率化、住民自治組織との連携強化を図ります。</li> <li>若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、それぞれの団体の設立目的に応じ、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。</li> <li>住民自治組織の活動を通し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・自治会・住民自治組織など、各主体との情報共有を図り、市民への啓発や活動への支援を進めます。</li> <li>人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。</li> <li>市民、自治会、住民自治組織が相互に連携したまちづくりを推進するための役割分担の研究・提案・実践を行います。</li> <li>市の附属機関である地域協議会に対しまちづくりに関する諮問・意見聴取を行い、まちづくり施策にその意見等を反映します。</li> </ul>

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 自治基本条例の理念の普及・啓発

- ①「上田市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念である「参加と協働」、「地域内分権\*」について、職員の理解の深化を進めます。
- ②市民、自治会、住民自治組織等、まちづくりの担い手に対し、継続的に「自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念の普及・啓発に努めます。
- ③「自治基本条例」の定期的な見直しにより、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応します。

### 基本施策2 参加と協働のまちづくりの推進

- ①「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、各主体の特性に応じたまちづくり活動を推進します。
- ②各主体間の情報共有に努め、主体ごとに役割分担しながら連携・協力してまちづくりを推進します。
- ③自治会、住民自治組織等が行うまちづくり活動に対し各種支援を行います。

### 基本施策3 地域内分権の推進

- ①地域自治センター・公民館を核とし、「地域のことは地域で」の考えに立ち地域振興に努めます。
- ②地域担当職員\*を配置し、地域課題に対し各主体と部局間の調整等を行いながらまちづくりを進めます。
- ③各主体の課題に対しきめ細かに対応する協働推進員を配置し、地域課題の解決に努めます。

## 基本施策4

### まちづくり活動への支援

- ①まちづくりの核となるコミュニティ施設や地域活動拠点施設の整備・活用を図ります。
- ②市民等が実施するまちづくり活動に対する支援を行います。
- ③将来にわたり持続可能なまちづくりを目指し、担い手の発掘・育成に努めます。

## 主な事業

まちづくり講演会 協働推進員\*研修 コミュニティ活動交付金 住民自治組織交付金  
地域協議会運営(上田、丸子、真田、武石) 活力あるまちづくり支援金  
共同集会施設整備事業補助金

## 関連する主な個別計画

上田市協働のまちづくり指針



## 1-2-1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

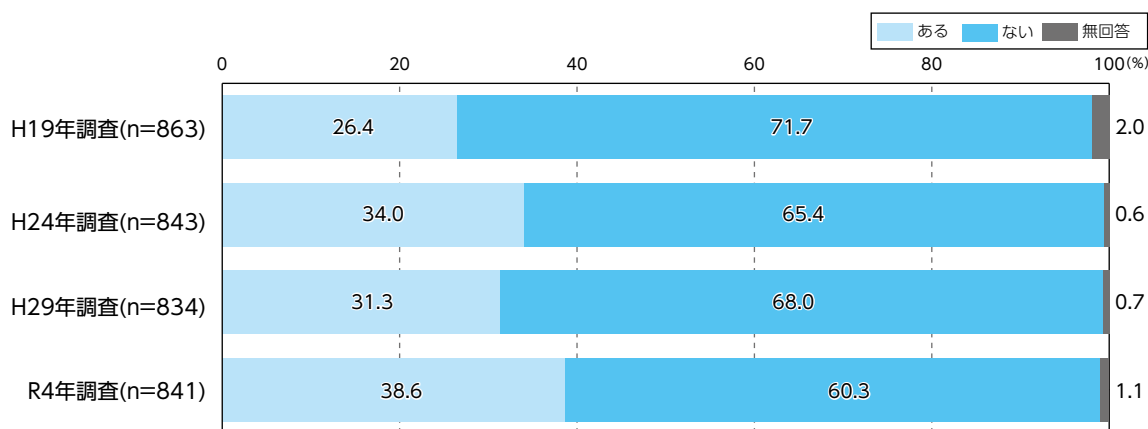
学校、家庭、地域、企業など、様々な場で人権教育・啓発を推進することにより、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

### 現状と課題

- 「女性」、「子ども・若者」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「犯罪被害者等」、「インターネット上で発生する人権侵害」、「性の多様性」、「感染症・疾病」など、様々な分野における人権問題があり、あらゆる差別に対する教育・啓発が必要です。
- 偏見や差別意識は、学校、地域、職場などの積極的な取組や、市民の努力などによって解消に向け一定の成果を上げていますが、依然として差別意識が残っているため、引き続き市民の人権意識を高めていく必要があります。
- 「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき策定した「上田市人権施策基本方針」を踏まえ、人権教育・人権啓発を積極的に推進し、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。
- 戦争体験者が高齢化する中、次の世代が戦争体験者の想いを未来につないでいくため、市民一人ひとりの平和意識を醸成・啓発するための取組が必要です。

#### 【人権に関する市民意識】

～あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。～



出典：令和4年度上田市調査(生涯学習・文化財課、人権共生課)

### 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
地域、企業などでの講演会および研修会の開催回数	210回 (令和6年度)	210回
地域、企業などでの講演会および研修会の参加者数	6,400人 (令和6年度)	6,400人
すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまちだと感じる市民の割合(市民アンケート)	27.0% (令和6年度)	30.0%
庁舎見学等による平和の灯モニュメントの紹介	0人 (令和6年度)	500人

## 各主体に期待される主な役割分担

市民	・市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めます。
事業者	・企業の社会的責任として、人権教育を推進し、差別や偏見のない職場をつくります。
教育関係者など	・教育活動を通し、人権尊重の精神を養います。 ・公民館などの社会教育*施設において、生涯の各時期に応じた学習機会を提供し、地域の実情に合わせた人権教育を推進します。
行政	・自らも事業者として人権意識を高め、人権教育と人権啓発を推進します。 ・人権に関する相談・支援体制や、人権が侵害された場合の救済・保護体制を充実します。 ・インターネット上の人権侵害につながる悪質な書き込みや掲載を抑制・削減するため、県、近隣他市町村等と連携して広域的にモニタリングを実施します。 ・市民一人ひとりの平和意識を醸成・啓発するための施策を実施します。

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

- ①人権が尊重される地域社会の実現を目指し、様々な場を活用した研修等により職員一人ひとりの資質の向上と人権意識の高揚を図るとともに、市政のすべての分野において、計画等に反映するなど、人権尊重の視点に立った施策を推進します。
- ②学校や家庭、地域、企業・職場などの様々な日常の場で、市民の態度や行動において人権尊重の精神が発揮できるよう、人権教育と人権啓発を推進します。
- ③情報化の進展に伴い多様化・悪質化する差別や人権侵害に対応するため、関係機関と連携して、相談体制および必要かつ確かな保護ができる体制を充実するとともに的確な情報提供に努めることで、人権擁護と救済のための施策を推進します。

### 基本施策2 一人ひとりの平和意識の醸成・啓発

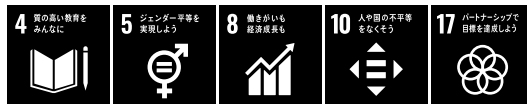
- ①次の世代が戦争体験者の想いを未来につないでいくため、市民一人ひとりの平和意識を醸成・啓発するための施策を実施します。

## 主な事業

上田市人権尊重のまちづくり審議会における、各部署で実施する人権に関連する事業の進捗状況の検証  
人権教育・啓発推進事業 相談窓口の設置 平和祈念事業

## 関連する主な個別計画

上田市人権施策基本方針(第二次改訂)



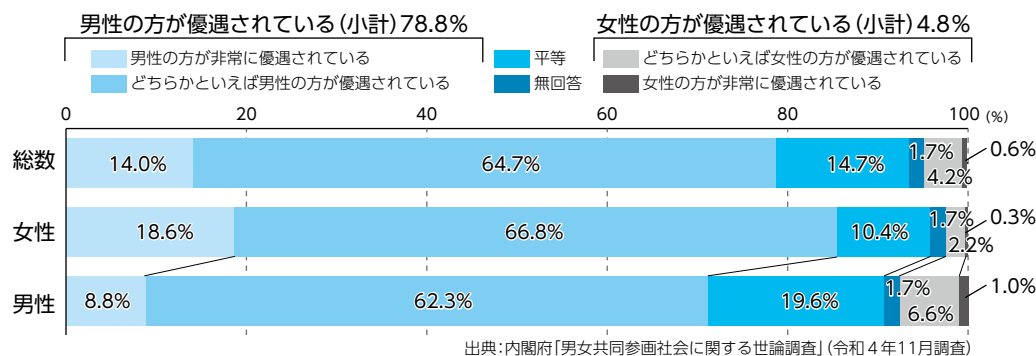
## 1-2-2 誰もが互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現

ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず能力を発揮できる社会の形成促進や、男女共同参画意識の啓発を図ります。

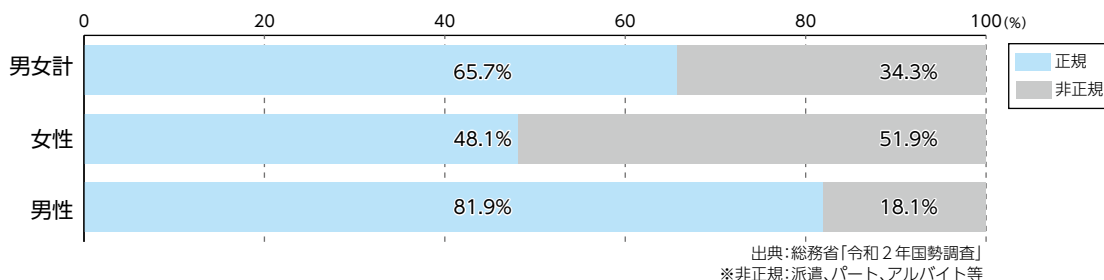
### 現状と課題

- 男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進することを目的とした男女共同参画社会基本法や、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、女性の妊娠、出産後の健康の確保を目的とした男女雇用機会均等法を踏まえ、男女共同参画の意識を浸透させる取組が必要です。
- 上田市男女共同参画推進条例による上田市男女共同参画計画に基づき、様々な施策の取組を進めています。
- 世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダー・ギャップ指数\*は146か国中118位(2024年)であり、依然として世界基準から見たジェンダー格差\*の解消は進んでいません。女性管理職の登用、専門・技術者の男女差の解消等、女性が活躍できる環境づくりの一層の推進が求められています。
- 「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識は薄まりつつありますが、男女格差の解消が実感できるまでには至っていません。誰もが自らの意思によって多様な選択ができ、個性と能力を十分発揮できるように男性、女性それぞれの意識改革が重要となります。
- 誰もが仕事と家事、育児、介護などを両立できるための取組が求められています。
- すべての人の権利が尊重され、性別に関わらず個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会の実現が求められています。人それぞれの性に対する意識や行動の違い、個性や能力を認め合って自分らしく生きることができると目指すことが大切です。

【社会全体における男女の地位の平等感】



【上田市の男女別の雇用形態】



## 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
審議会など委員に占める女性の割合	36.3% (令和6年度)	40.0%以上
男女共同参画社会の実現に対する市民満足度	15.7% (令和6年度)	25.0%以上
「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担を好ましくないとする人の割合	69.9% (令和2年度)	75.0%以上

## 各主体に期待される主な役割分担

市民	・男女共同参画の意識を高めます。
事業者	・あらゆるハラスメント防止の意識を啓発します。 ・性別に関わらず働きやすい環境を整えます。 ・女性管理職の育成・登用に取り組みます。 ・仕事と家事、育児、介護などが両立できる体制を整えます。
教育関係者など	・固定的な意識や偏見等の解消に向けて、個性の尊重や自他を大切にすることの理解を深める教育を推進します。
行政	・男女共同参画意識の啓発や教育の充実を図ります。 ・審議会や政策方針決定の場への女性参画を推進します。 ・自らが事業者としての役割を果たし、性別に関わりなく能力が発揮できる環境や仕事と子育て等が両立できる環境等を整備し、女性管理職の登用に努めます。

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 男女が互いに人権を尊重しあい、能力を発揮できる社会の実現

- ①性別に関わらず誰もが社会の一員として自分の意思であらゆる活動に参画する機会の実現のための施策を推進します。
- ②男女が対等なパートナーとして個性と能力を発揮し、活躍できる社会を形成するための啓発活動や、人権を尊重し、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。
- ③ジェンダーギャップ解消に向けて現況を把握し、市民や企業に対する周知、啓発の取組をさらに強化するとともに、一人ひとりがそれぞれの生活スタイルに合わせた柔軟で多様な生き方を促進し、仕事と家庭生活が両立できるよう取り組みます。

## 主な事業

男女共同参画推進のための啓発事業 男女共同参画推進事業者表彰

## 関連する主な個別計画

第4次上田市男女共同参画計画

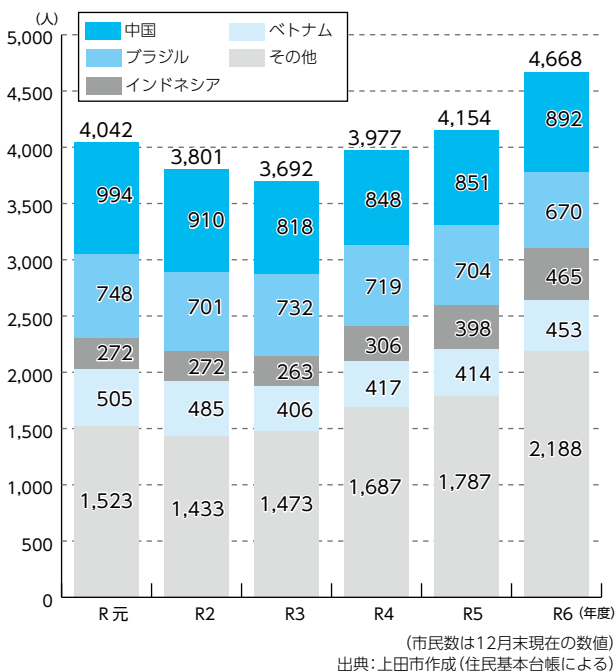
## 1-2-3 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現

外国籍市民の自立と社会参加を促し、すべての市民が国籍や文化の違いを認め合い、地域社会の一員としてともに助け合い活躍できる多文化共生のまちづくりを推進し、多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

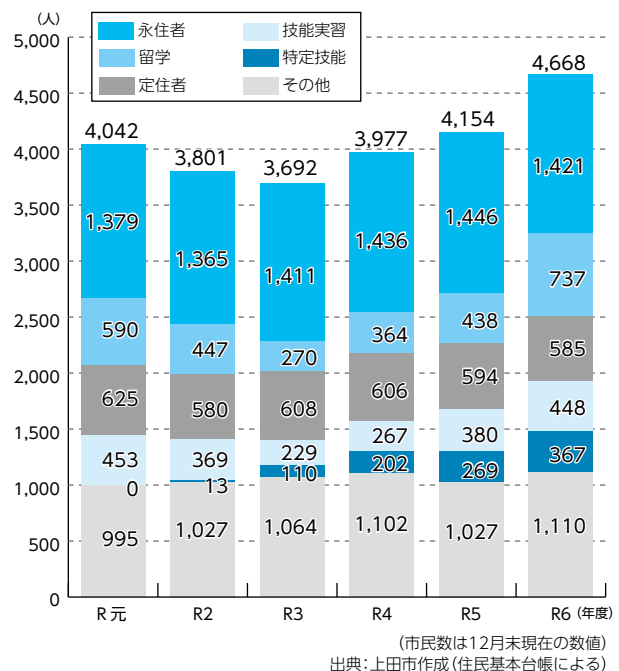
### 現状と課題

- 特定技能の創設や、技能実習から育成就労への見直しなど、国における制度改正により、今後も外国籍市民数の増加が見込まれます。地域における外国人材の受け入れ・共生のための取組を、より一層推進していくことが求められています。
- 市における外国籍市民数の推移をみると、国・地域別では、多国籍化が進んでおり、従来高い割合を占めていた南米諸国の出身者が減少傾向にあり、ベトナム、インドネシアをはじめとしたアジア圏出身者が増加しています。在留資格別では、技能実習、特定技能などの就労資格を有する市民が増加しています。
- 外国籍市民が増加し、国籍などが多様化する中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、すべての住民が尊重しあって暮らせる多文化共生社会を形成するため、外国籍市民へのコミュニケーションや生活に関する支援や地域住民への多文化共生の意識啓発、外国籍市民の社会参画支援に取り組む必要があります。
- 外国籍市民の自立と社会参加の基礎となる日本語教育については、令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、「地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする」と規定されており、市においても外国人労働者を中心に日本語学習の必要性が高まっていることから、より一層の日本語教育体制の充実が求められます。
- 多文化共生に関する課題は外国籍市民を取り巻く幅広い分野にわたっており、市民ボランティアなどで構成される「上田市多文化共生推進協会」(以下、「AMU」という。)をはじめ、自治会や教育機関、事業者、その他関係団体や市民と適切な役割分担のもと連携を図る必要があります。また、市単独では解決困難な制度や法律の整備が必要となる場合もあることから、他の自治体とも連携しながら国への提言活動などに取り組む必要があります。

【外国籍市民数の国籍別の推移】



【外国籍市民数の在留資格別の推移】



## 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
すべての年齢を対象とした日本語教室 (にほんごアムアム)の延べ受講者数	561人 (令和6年度)	600人
外国籍市民と地域住民の交流イベントの 開催回数	4回 (令和6年度)	5回
日本語学習支援ボランティアの養成・ スキルアップのための講座の開催回数	3回 (令和6年度)	3回
多文化共生相談員のスキルアップのための 研修会への参加回数	3回 (令和6年度)	5回

## 各主体に期待される主な役割分担

市民	・関連するイベントなどに積極的に参加し、多文化共生の意識を深めます。
活動団体など	・様々な年齢やニーズに対応した日本語学習支援に取り組みます。 ・外国籍の子どもたちの育成に取り組みます。 ・国籍が異なる市民同士の交流を深めます。 ・外国籍市民の社会参加につながる事業を進めます。
行政・学校	・外国籍市民に必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。 ・「多言語相談ワンストップセンター」の充実に取り組みます。 ・地域における日本語教育体制の充実を図ります。 ・外国人集住都市会議*に参画し、国などへ現場の声を伝えるとともに、制度などの改善について提言します。 ・市民への多文化共生に関する意識啓発を推進します。 ・外国籍市民の社会参画を促進します。

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 外国籍市民へのコミュニケーション支援の促進

- ①多言語相談窓口を一元化した「多言語相談ワンストップセンター」の充実に取り組むとともに、外国籍市民に必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。
- ②AMUや地域の日本語教室などと連携しながら、様々な年齢や多様なニーズに対応した日本語学習支援に取り組み、外国籍市民の自立と社会参加を促します。
- ③市に転入した外国人が、できるだけ早い時期に行政情報や日本社会の習慣・ルールなどについて正しく理解できるよう、関係機関と連携しながら、包括的な支援に取り組みます。

### 基本施策2 外国籍市民が暮らしやすい生活環境整備の推進

- ①外国籍の児童生徒が、日本社会において自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会やAMU、市民ボランティアなどと連携し、小中学校における学習支援と、保護者への日本の教育制度に関する情報提供に取り組みます。
- ②外国籍市民が災害時に主体的に適切な行動がとれるよう、災害への備えや避難行動など、防災に関する知識の習得と意識の向上を図ります。
- ③外国籍市民が安心して生活を送ることができるよう、医療、子育て、就労、居住、福祉などの外国籍市民の生活上の課題に対し、関係機関との連携を図りながら総合的に支援します。
- ④外国人集住都市会議に参画し、外国籍市民に関わる施策や活動に関する情報交換を行うとともに、市単独では解決困難な制度などの課題について、会員都市と連携し、国に対する提言活動などに取り組みます。

## 基本施策3

## 多文化共生の意識啓発と外国籍市民の社会参画支援の推進

- ①外国籍市民が地域住民と共生していくために、多文化共生をテーマにした講演会や出前講座、外国籍市民と地域住民の交流イベントなどの開催を通じて、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識の醸成を図ります。
- ②ともに地域を支える担い手として、外国籍市民の様々な地域活動への参画を促し、外国籍市民が持つ多様性を都市の活力として、積極的に生かすまちづくりに取り組みます。

## 主な事業

「多言語相談ワンストップセンター」運営事業 外国人集住都市会議\*への参画  
上田市多文化共生推進協会(AMU)との連携・協働による交流・学習・連携事業

## 関連する主な個別計画

上田市多文化共生のまちづくり推進指針 上田市多文化共生のまちづくり推進計画

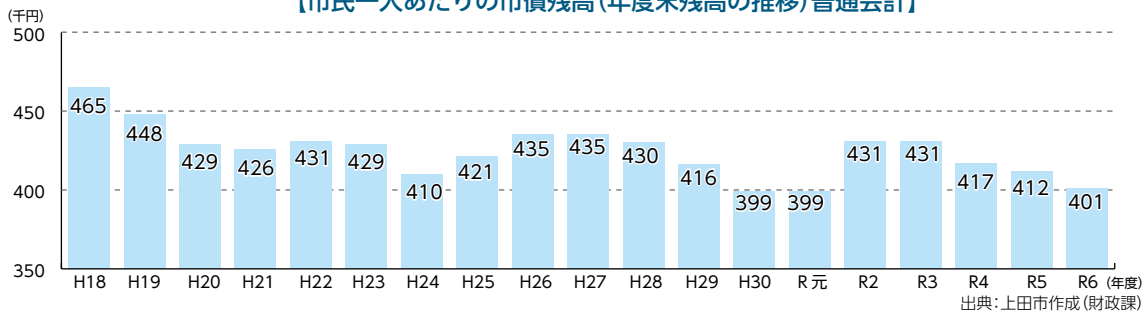
## 1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実

人口減少・少子高齢社会が進展するなか、人口構造や社会情勢の変化を踏まえ、デジタル技術を活用したサービスへの転換などによる行財政改革を推進し、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するとともに、公民連携の取組を推進し、持続可能な地域社会の実現をします。

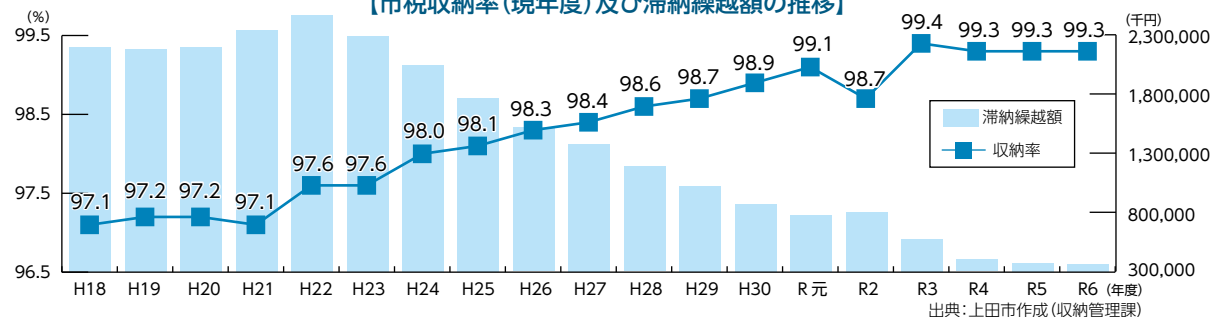
### 現状と課題

- 将来にわたり持続可能な行政経営を確立するためには、健全な財政基盤の確保はもとより、事務事業の効率化や、公共施設の適正配置に向けた不断の取組を重ねるとともに、地域課題解決に向けて民間の経営能力等を行政サービスに活用するなどの公民連携の推進が必要です。
- オンライン手続きの充実等、デジタル技術の利用促進により市民の利便性の向上を図り、より充実した質の高い行政サービスを提供し、持続可能な地域社会の実現を目指す必要があります。
- 生成AI\*やRPA\*等の先端技術のさらなる活用により業務を効率化・最適化し、民間の専門知識や技術を取り入れることで、より効率的・効果的な行政運営に取り組む必要があります。
- 適切な行政サービスを提供するため、少子高齢化やデジタル化などの社会情勢の変化に柔軟に対応する人材と組織が必要となります。
- 合併特例債の活用終了を踏まえ、他の有利な起債の活用を図る中、合併以降、減少傾向で推移してきた市債残高について、市庁舎建設や教育施設整備などの影響により、一時的に増加に転じましたが、その後再び減少傾向となっています。
- 多くの歳出増加要因（高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、人件費・扶助費等の義務的経費の増加、物価高騰や公共施設の老朽化に伴う施設管理費・修繕費の増加など）を踏まえ、事業の再点検と見直しを行い、引き続き、各種財政指標に留意した財政運営を進めていく必要があります。
- 市税などの滞納者数および滞納繰越額は、着実に減少していますが、さらなる縮減を図るため、業務の効率化や事務改善を進めるとともに、より合理的・効果的な収納対策の実現に向けた取組が必要です。
- 固定資産台帳などに基づく市有財産の適正な把握と管理を行うとともに、未利用財産の処分や利活用を図り、財源を確保することが重要です。また、効率的な市有施設の活用により、新たな自主財源の確保につながるよう取り組むことも必要です。

【市民一人あたりの市債残高(年度末残高の推移)普通会計】



【市税収納率(現年度)及び滞納繰越額の推移】



## 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の諸証明発行件数の全交付件数に占める割合	30.10% (令和5年度)	60.0%
実質公債費比率*	5.6% (令和6年度決算)	6.5%未満 (令和12年度決算)
将来負担比率*	22.1% (令和6年度決算)	50.0%未満 (令和12年度決算)
市税収納率(現年度)	99.3% (令和6年度決算)	99.5% (令和12年度決算)

## 各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政への関心を高め、積極的に行政改革に係る取組に参加します。</li> <li>・公共施設のあり方について、ともに考えていきます。</li> <li>・期限内の適正な申告、納付に努めます。</li> </ul>
各種団体・事業者など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の解決、行政サービスの向上、公共施設の適正な管理運営に民間の強みを生かせるよう、公益的事業へ積極的に参加します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な行政経営の確立に向けた行政改革を推進します。</li> <li>・市民の行政改革への理解と共感を高める機会を作ります。</li> <li>・デジタル技術の利活用により効率的で質の高い行政サービスを提供します。</li> <li>・民間事業者等と連携し、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。</li> </ul>

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 持続可能な行政経営に向けた行政改革の推進

- ①行政改革大綱に基づくアクションプログラムの実行により、限られた行政経営資源を最適に配分し、効果的で効率的な行政サービスの提供に取り組むとともに、PDCAサイクルにより行政運営の改善を図ります。
- ②公共施設等総合管理計画および個別施設計画に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化・省エネ化を計画的に進め、施設保有量の総量縮減に取り組みます。
- ③地域課題の解決、行政サービスの向上、公共施設の適正な管理運営に民間の強みを生かせるよう、民間事業者等との情報共有や対話の場を積極的に設けるとともに、民間の経営能力、技術的能力、資金の活用を図ります。
- ④パブリックコメントや審議会等市民との対話を通じて市政に多様な主体の意見を反映させるとともに、行政と市民が一体になって行政改革に取り組む仕組みづくりを進めます。

### 基本施策2 デジタル技術を活用した、事務効率化と質の高い行政サービスの提供

- ①ICT\*の利活用による市民サービス向上と行政手続きの効率化を図り、行政サービスにおけるDXのさらなる推進を目指します。
- ②電子申請システムの利活用等行政手続きのオンライン化を進め、市民の利便性向上に努めます。
- ③生成AI\*やRPA\*等の先端技術を活用して事務の効率化を図り、より質の高い行政サービスの提供に努め、人口減少社会に対応できる持続可能な自治体運営を目指します。

### 基本施策3

#### 人材育成と組織の適正化

- ①「上田市人材育成基本計画」に掲げる、「目指す職員像」を職員の基本姿勢とし、人事管理、研修制度、職場づくり、マネジメントの4つを柱に計画的な人材育成に取り組むとともに、適正な職員数の確保と管理を図ります。
- ②少子高齢化やデジタル化などの社会情勢の変化に効率的・効果的に対応できる組織づくりを進めるとともに業務プロセスの改善に努めます。

### 基本施策4

#### 健全財政の堅持と安定的な財政基盤の構築

- ①義務的経費の増加をはじめ、多くの歳出増加要因が見られる中、複雑化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、限られた財源を効率的・効果的に配分し、持続可能な財政運営を図ります。
- ②EBPMなどの視点の下、合理的根拠に基づく政策検証により、事業の「選択と集中」を図るとともに、国・県補助金や寄附金等の獲得のほか施設使用料の適正化などによる歳入確保と、事業費の精査などによる歳出削減を進め、安定的な財政基盤を構築します。
- ③財政面の健全度を把握するため、市債残高や将来の公債費負担に影響を及ぼす歳出を精査し、実質公債費比率\*などの「財政健全化指標」に留意しつつ、地方公会計制度財務書類の作成を通じて、財務状況全般についてわかりやすく公表していきます。

### 基本施策5

#### 公平・適正な課税を推進し、税務行政に対する市民の信頼度の向上

- ①課税の公平・適正を期するため、関係機関との連携を強化し、課税客体を的確に把握するとともに、税の仕組み等を周知し、納税についての啓発を進めます。

### 基本施策6

#### 市税などの収納率向上による自主財源と税負担の公平性の確保

- ①関係機関との連携や法に基づく適切な滞納処分の実施により滞納繰越額の縮減を図るとともに、新たな滞納を発生させないための取組を推進します。

### 基本施策7

#### 市有財産の適正な把握と管理を行い、積極的な利活用や処分を推進

- ①市有財産の適正な把握と管理を行うとともに、活用が見込まれる未利用財産については、当該財産に係る情報を精査した上で売却や賃貸等の利活用を進めます。また、民間の活力も活用しつつ効率的に市有施設を活用するなど、新たな自主財源確保につながる取組を進めます。

## 主な事業

上田市行財政改革大綱およびアクションプログラムの策定、進捗管理  
上田市公共施設等総合管理計画および個別施設計画の策定、進捗管理 公民連携の推進  
民間活力を取り入れた市有財産利活用推進事業 市税等納付案内業務委託事業  
ふるさと上田応援寄附金推進事業 企業版ふるさと納税の推進

## 関連する主な個別計画

上田市行財政改革大綱、上田市公共施設等総合管理計画、第二次上田市スマートシティ化推進計画、上田市人材育成基本計画、上田市定員管理計画



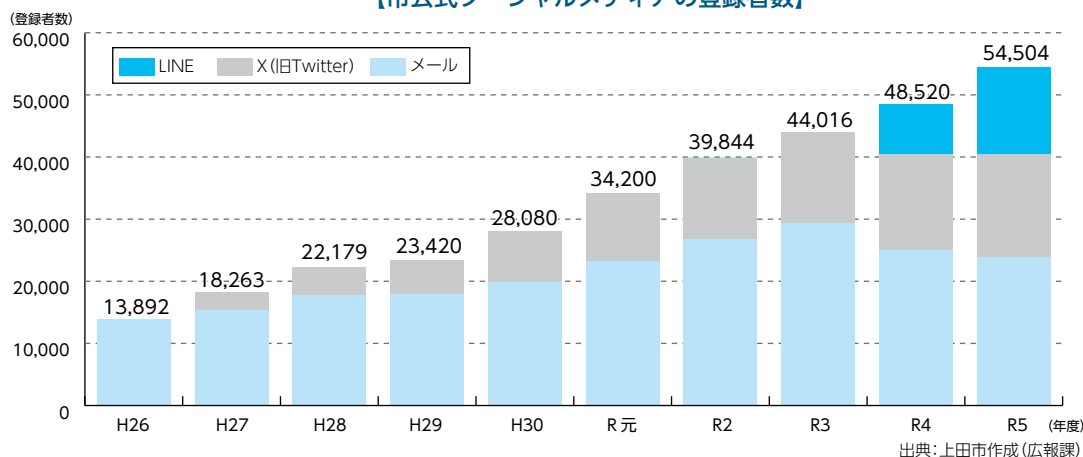
## 1-3-2 市民と行政との情報共有の推進

市民が行政情報を身近に感じ、利用しやすい環境を整えるとともに、行政の情報発信力の強化や様々な広聴活動を通じて、市民と行政の相互理解を深め市民協働によるまちづくりを推進します。

### 現状と課題

- 必要な情報を確実に届けるため、広報紙、ホームページ、SNS等の多様な情報媒体を活用するとともに、民間事業者とも連携し、効率的・効果的な情報発信に取り組む必要があります。
- 幅広い世代が情報を取得できるよう、職員一人ひとりが広報担当として、情報を積極的に発信していく必要があります。
- 市民が市政に積極的に参加・参画し連携を深めるために、情報共有と市民の意見を市政に反映させる取組が必要です。
- 公衆無線LANは、災害時の情報収集等において重要な役割を果たしているため、通信環境の安定性向上を図り、安心して利用できる情報アクセス基盤の構築に取り組む必要があります。
- 行政保有の公共データについて、数値化、位置情報化するなど民間利用しやすい環境を整備することは、官民連携、市民参加・協働につながるため、民間利用可能な公共データのオープンデータ\*化が必要です。また、歴史資料として重要な公文書についても、適正な管理および活用を進めていく必要があります。
- スマートフォンをはじめとしたデジタル機器や、生成AI\*等を活用した多様なデジタルサービスが私たちの生活に浸透する中、情報リテラシーの向上や情報格差(デジタルデバイド)対策など、市民に対する支援が必要です。

【市公式ソーシャルメディアの登録者数】



### 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和12年度)
市公式ソーシャルメディア登録者数	54,504人 (令和5年度)	70,000人

## 各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政やまちづくりへの関心を高めるために、スマートフォンなどICT*を活用し、必要な情報を積極的に取得します。</li> </ul>
事業者など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信設備を整備するとともに、地域情報の受発信や、行政情報発信の支援を行います。</li> <li>・行政と連携し、情報通信機器の利活用を支援します。</li> <li>・市が公開している公共データの活用を図ります。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体・方法により情報発信するとともに、広く市民の意見や要望の把握に取り組みます。</li> <li>・デジタル機器の利用に不慣れな方への対応や情報リテラシーの向上に継続的に取り組みます。</li> <li>・公共データを保存しデジタル化するとともに、オープンデータ*化を進めます。</li> <li>・歴史資料として重要な公文書などの保存および活用を図ります。</li> </ul>

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 市民と行政が結ばれる、つながる広報・広聴の推進

- ①社会の変化に対応し、個々のニーズに合わせた多様な媒体を活用するとともに、職員一人ひとりが積極的な情報発信を行い、幅広い世代に市政の情報をわかりやすく効果的に発信します。
- ②市民と行政との相互理解を促進するために、市民との対話を重視し、様々な媒体・方法により広聴活動を実施します。
- ③高齢者等のデジタル活用に対する支援と、幅広い世代を対象とした情報リテラシー向上に取り組みます。

### 基本施策2 情報提供の環境整備および公共データの利用促進

- ①歴史資料として重要な公文書などを適切に保存するとともに、閲覧のほか資料のデジタル化により利用の促進を図ります。
- ②既存の公衆無線LANの通信環境の改善を進め、災害時の情報収集手段確保と平時のサービス向上を図ります。
- ③各種統計や地図情報などの公共データのオープンデータ化を通じて、官民連携、市民参加・協働の取組を推進します。

## 主な事業

各種媒体を活用した情報発信 広報活動研修事業  
 市政提言メール・各課へのお問い合わせメール 市民のデジタル活用支援事業  
 歴史資料のデジタル化事業 公衆無線LANの安定的な通信環境の維持管理  
 市が保有する公共データのオープンデータ化

## 関連する主な個別計画

第二次上田市スマートシティ化推進計画